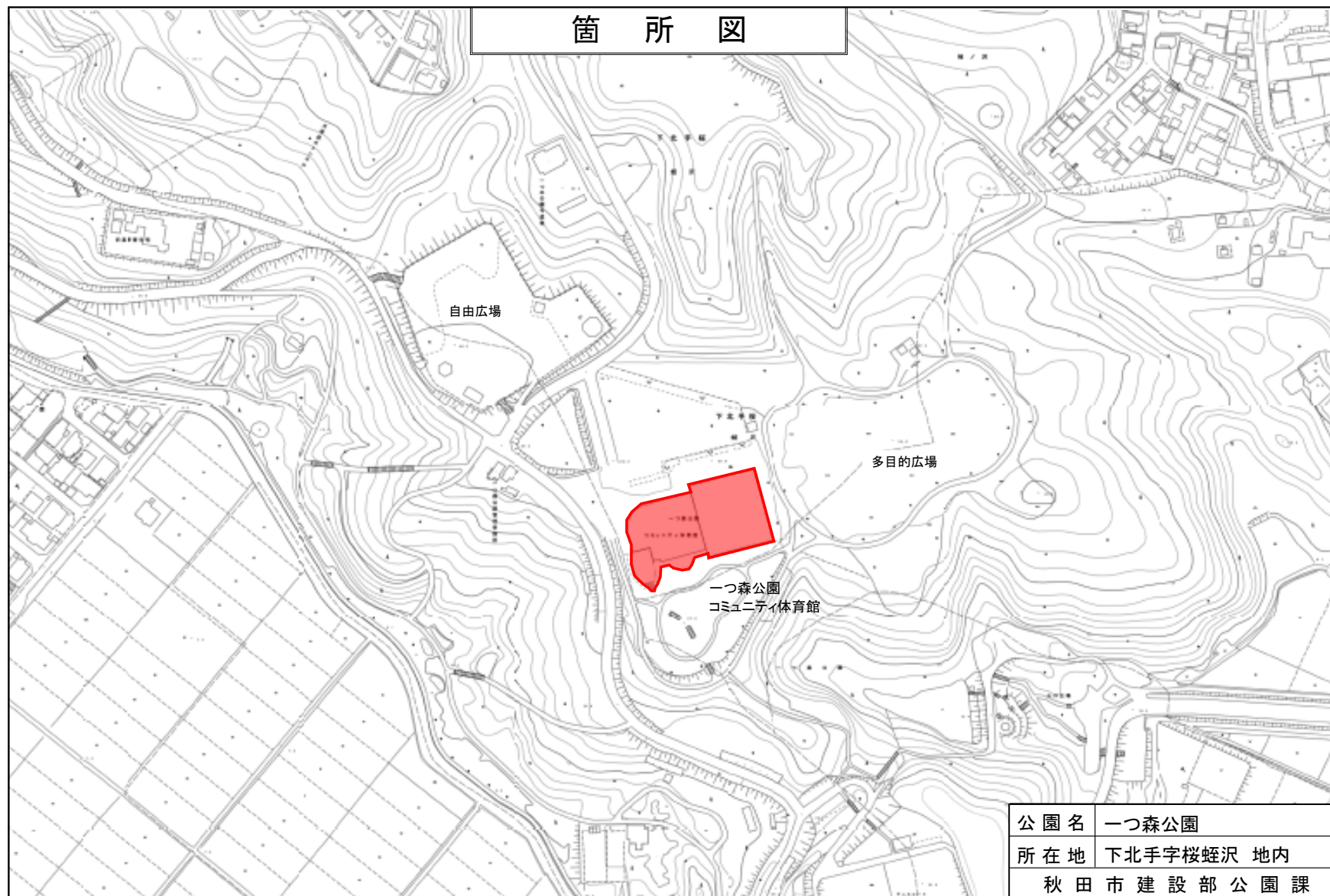


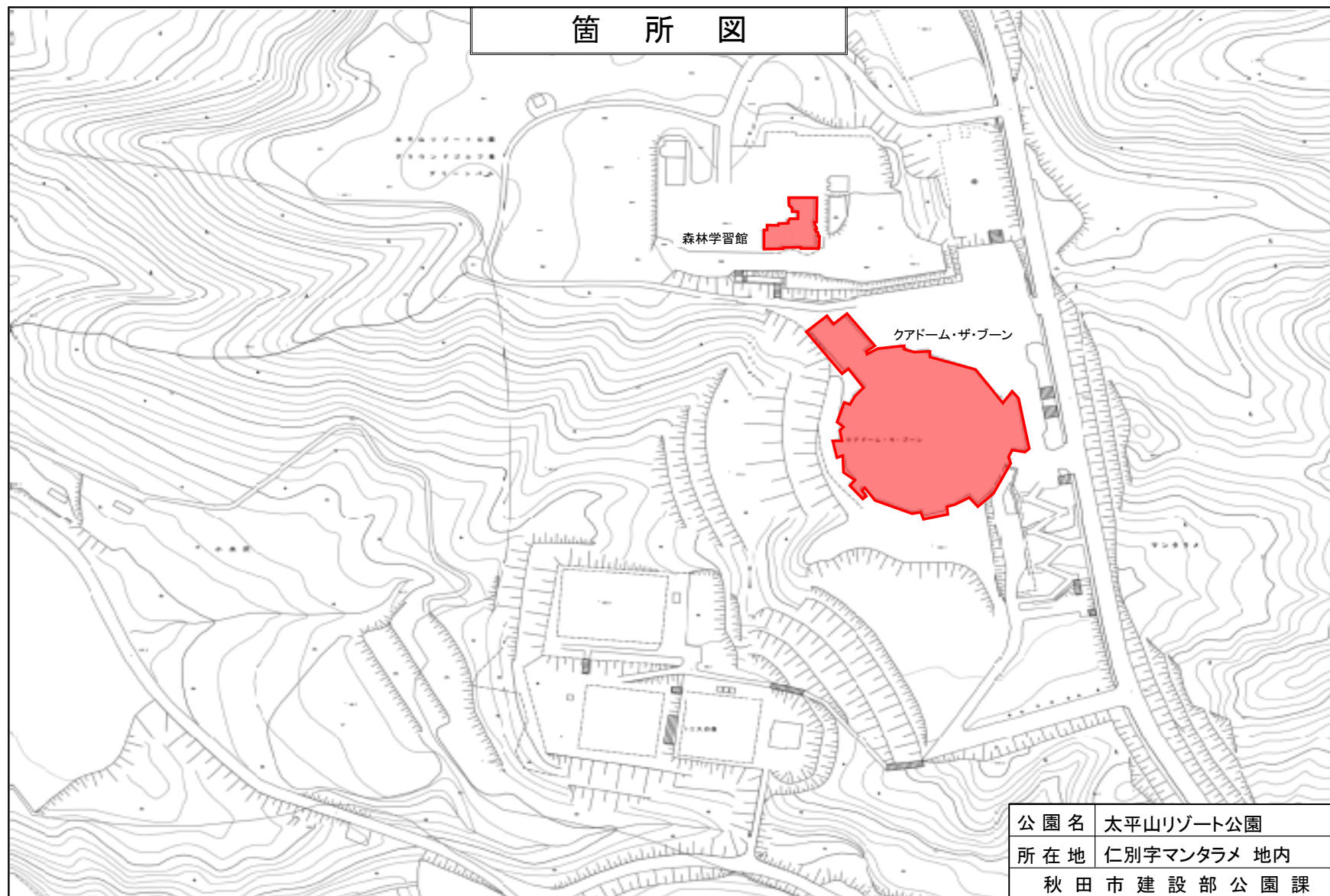
設 計 書

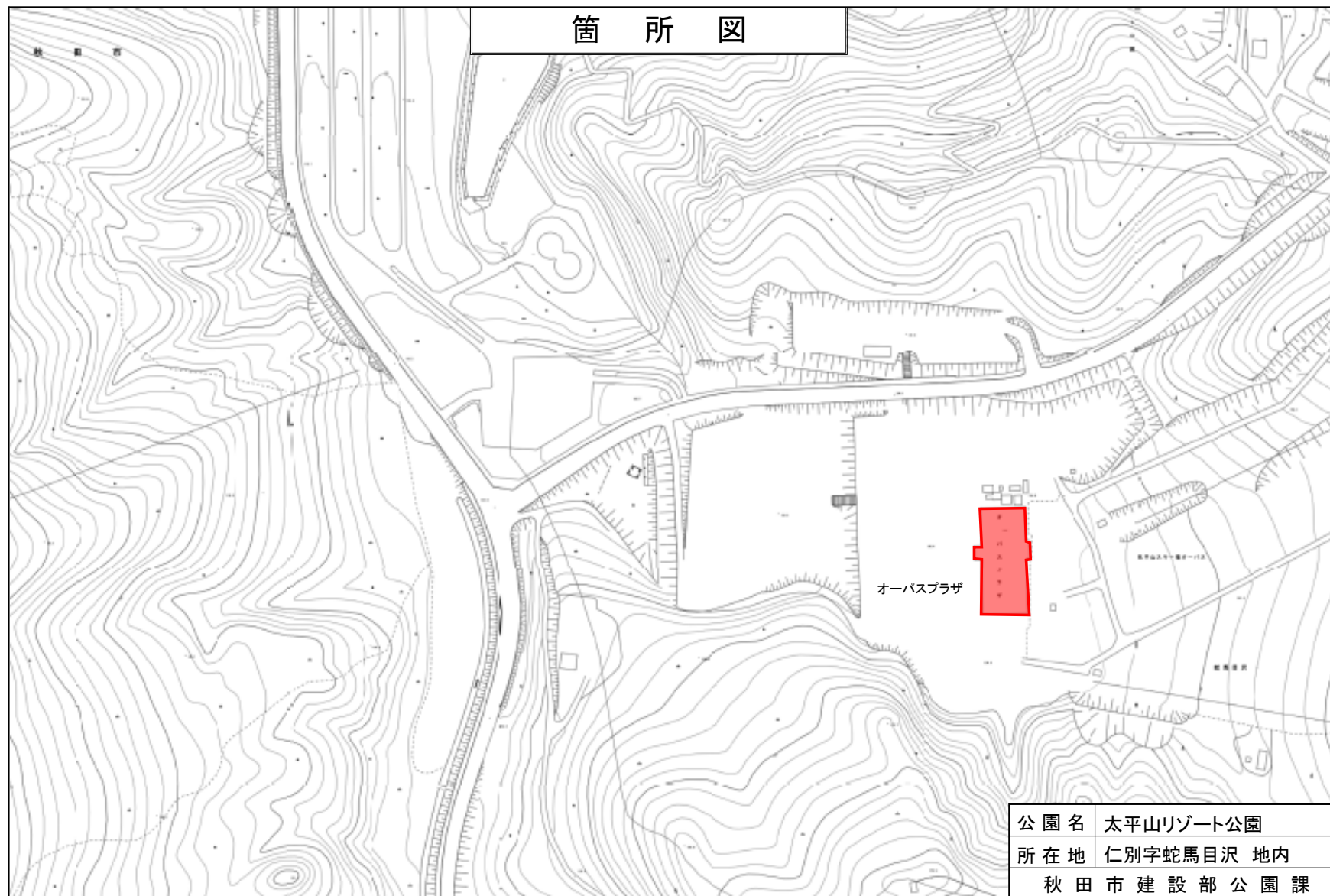
工 種	建 公
委 託 番 号	第 2 1 号

公 園 課 長		施 設 担 当 課 長		企 画 建 設 担 当		担 当 リ ー ダ ー		
---------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	--

年 度	令和 7 年度	作 成 年 月 日	令和7年10月10日
委 託 業 務 名	建築基準法第12条に基づく定期点検業務委託	委 託 概 要	
		一つ森公園コミュニティ体育館 建築設備・防火設備点検 1回	
場 所	下北手桜字蛭沢地内ほか	森林学習館 建築設備点検 1回	
		太平山リゾート公園クアドーム・展望風呂 建築設備・防火設備点検 1回	
委 託 金 額		オーパスプラザ 建築設備・防火設備点検 1回	
財 源 区 分	国 補・県 補・(市 単)		
委 託 期 日	令和 8 年 3 月 1 3 日 まで		







建築基準法第 12 条に基づく定期点検業務委託 仕様書

1 業務名

建築基準法第 12 条に基づく定期点検業務委託

2 履行期間

契約締結日の翌日から令和 8 年 3 月 13 日まで

3 業務対象建物概要

別表のとおり

4 目的

別表に掲げる施設について、建築基準法第 12 条第 2 項および第 4 項に基づく定期点検を行い、安全性を確保するため点検を行うものである。

5 業務内容

別表に記載する業務区分ごとに建築基準法第 12 条第 2 項および第 4 項に基づく定期点検を行い、次の書類を作成する。

- (1) 指定建築設備施設台帳
- (2) 定期点検結果報告書
- (3) 関係写真（点検結果に基づき必要写真を添付）
- (4) 定期点検結果表
- (5) 点検結果図（配置図、平面図等に注記すべき内容を添付）
- (6) 改善を要する項目についての改善案および改善概算費用報告書

6 点検業務要領

- (1) 点検は、定期点検適用基準により、安全、防災事項に重点をおいて行うこと。
- (2) 点検は、目視、軽打、指触および動作確認等により行うこと。（高い天井面、急傾斜の屋根面等の通常的手段で接近できない箇所は、双眼鏡等により可能な範囲で点検すること。また、室内に設置された重量機械器具、収納された重量物品等の移動が困難な場合には、そのままの状態で行うこと。）
- (3) 検査対象設備の保守状況を確認すること。
- (4) 諸法律に基づく点検記録があるものは、点検内容が適合することを確認の上、点検を省略することができる。
- (5) 要改善箇所等については、関係写真を添付すること。
- (6) 指定建築設備台帳は、既存建築設備の竣工図等の図面確認を事前に行い、非常用照明設備、換気設備、自家用発電機装置、給湯設備、防火戸・防火シャッター等を一覧表に整備し、その設備の位置をプロットした図面を作成する。
- (7) 点検結果図は、点検結果に基づき、特に措置を要しない場合を除き、その位置と内容を図面に要領よく記載すること。
- (8) 点検の結果、改善を要する項目については、改善案および改善に要する概算費用を報告すること。

また、対象機器の精密な調査および分解点検、破壊調査等の高度な試験が必要となる場合についても、その概算費用を報告すること。

- (9) 定期点検の適用基準については、次の適用基準書によって行うこと。

ア 建築設備定期検査業務基準書（（一財）日本建築設備・昇降機センター）

- イ 特殊建築物定期点検業務基準（（一財）日本建築防災協会）
- ウ 国の機関の建築物の点検・確認ガイドライン（（一財）建築保全センター）
- エ 防火設備定期検査業務基準（（一財）日本建築防災協会）

7 点検者の資格

業務を遂行するにあたり、下記(1)又は(2)のいずれかの資格を有している者を雇用しており、検査員として本業務に従事させることができること。

- (1) 一級建築士又は二級建築士
- (2) 建築設備検査員および防火設備検査員(複数名でこの資格を満たす場合も可)

8 貸与資料

- (1) 発注者は、本業務の実施に当たり必要な図書およびその他関連資料を保有する場合は、これらを受託者に貸与するものとする。
- (2) 受託者が貸与を受ける場合は、借用書を提出し、業務完了後、直ちに返却するものとする。
- (3) 受託者は、貸与された資料について、その重要性を勘案し、取り扱いおよび保管に十分に注意するものとし、第三者への貸与等をしてはならない。

9 成果品

報告書はA4サイズファイル製本2部と電子化した記録メディア（ウィルスチェックを実施したCD-R又はDVD-R）を1部提出すること。

- (1) 指定建築設備台帳
- (2) 定期点検結果報告書
- (3) 関係写真（点検結果に基づき必要写真を添付すること。）
- (4) 定期点検結果表
- (5) 点検結果図
- (6) 改善を要する項目についての改善案および改善概算費用報告書
- (7) その他（打合せ記録、現地調査記録等）

10 提出書類

受託者は、本業務の着手、完了に当たり次の書類を提出しなければならない。

- (1) 管理技術者および照査技術者届（経歴書を添付すること。）
- (2) 業務実施計画書
- (3) 業務工程表
- (4) 業務完了届

11 成果品の帰属

本業務における成果品は全て発注者に帰属し、受託者は発注者の許諾なく他に公表、貸与又は使用してはならない。

12 その他

本仕様書に定めのない事項について、疑義が生じた場合には発注者と受託者が協議の上これを定め、業務を円滑に実施することとする。

(別表)

1 施設名称 一つ森コミュニティ体育館

(1) 履行場所 秋田市下北手桜字蛭沢 1 4 1 番地 7

(2) 建物概要

ア 構造 鉄筋コンクリート造平屋建

イ 床面積 2,688.88㎡

ウ 竣工 平成5年度

(3) 業務区分 建築設備点検、防火設備点検

2 施設名称 森林学習館

(1) 履行場所 秋田市仁別字マンタラメ 2 1 0 番地

(2) 建物概要

ア 構造 木造2階建

イ 床面積 693.57㎡

ウ 竣工 昭和62年度

(3) 業務区分 建築設備点検

3 施設名称 クアドーム・展望風呂付き大広間

(1) 履行場所 秋田市仁別字マンタラメ 2 1 3 番地

(2) 建物概要

ア 構造 鉄筋コンクリート造、膜屋根造、地上2階地下1階（クアドーム）

鉄筋コンクリート造、地上1階地下1階（展望風呂付き大広間）

イ 床面積 10,690.02㎡（クアドーム）

907.9㎡（展望風呂付き大広間）

ウ 竣工 平成3年度（クアドーム）

平成9年度（展望風呂付き大広間）

(3) 業務区分 建築設備点検、防火設備点検

4 施設名称 オーパスプラザ

(1) 履行場所 秋田市仁別字蛇馬目沢 1 1 1 番地

(2) 建物概要

ア 構造 鉄筋コンクリート造平屋建

イ 床面積 1,492.47㎡

ウ 竣工 平成4年度

(3) 業務区分 建築設備点検、防火設備点検

本 業 務 委 託 内 訳 書

費 目	工 種	種 別	細 目	数量	単位	単 価	金 額	摘 要
業務委託費								
	施設管理							
		保守管理						
			建築基準法 第12条点検	1	式			明細書第1号
		直接 委託費						
		諸経費		1	式			
	委託価格							千円未満切り捨て
		消費税相当額						
	請負委託費計							

明 細 書

建築基準法第12条点検

1式当たり

(第 1 号)

項 目	規 則	数量	単位	単 価	金 額	摘 要
一つ森公園コミュニティ体育館		1	式			単価表第1号
森 林 学 習 館		1	式			単価表第2号
太平山リゾート公園クアードーム・展望風呂		1	式			単価表第3号
オ ー パ ス プ ラ ザ		1	式			単価表第4号
計						

単 価 表

一つ森公園コミュニティ体育館

(第 1 号)

項 目	規 則	数量	単位	単 価	金 額	摘 要
建 築 設 備	調査・報告書		人			
防 火 設 備	防火シャッター4箇所 調査・報告書	1	式			
計						

単 価 表

森林学習館

(第 2 号)

項 目	規 則	数量	単位	単 価	金 額	摘 要
建 築 設 備	非常用照明、換気、給排水 調査・報告書		人			
計						

単 価 表

太平山リゾート公園クアドーム・展望風呂

(第 3 号)

項 目	規 則	数量	単位	単 価	金 額	摘 要
建 築 設 備	調査・報告書		人			
防 火 設 備	防火戸24箇所、シャッター21箇所 調査・報告書	1	式			
足 場	ローリングタワー	1	式			
計						

単 価 表

オーパスプラザ

(第 4 号)

項 目	規 則	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
建 築 設 備	非常用照明、換気、給排水		人			
	調査・報告書					
防 火 設 備	防火シャッター2箇所		式			
	調査・報告書	1				
計						